チ　当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者に係る国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報

リ　当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者に係る国民年金法による年金である給付の支給に関する情報

ヌ　当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者に係る地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報

ル　当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。）第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の支給に関する情報

ヲ　当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者に係る地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金若しくは同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報

二　児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務

次に掲げる情報

［イ～ニ　略］

ホ　当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者に係る特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第三条第一項の特別障害給付金の支給に関する情報

ヘ　当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

二　児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務

次に掲げる情報

［イ～ニ　同上］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

ト　当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者に係る厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報

チ　当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者に係る国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報

リ　当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者に係る国民年金法による年金である給付の支給に関する情報

ヌ　当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者に係る地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報

ル　当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の支給に関する情報

ヲ　当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者に係る地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金若しくは同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報

三　児童福祉法第十九条の七の小児慢性特定疾病医療費の支給の調整に関する事務

当該小児慢性特定疾病医療費の支給に係る小児慢性特定疾病医療を受けた小児慢性特定疾病児童等に係る医療保険各法による保険給付の支給に関する情報

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

三　児童福祉法第十九条の七の小児慢性特定疾病医療費の支給の調整に関する事務

当該小児慢性特定疾病医療費の支給に係る小児慢性特定疾病医療を受けた小児慢性特定疾病児童等に係る次に掲げる情報

イ　健康保険法による保険給付の支給に関する情報

ロ　船員保険法による保険給付の支給に関する情報

ハ　国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報

ニ　国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

ホ　地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］